# いじめ防止基本方針

#### 1 はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の心身の健全な成長及び人格の形成に将来にわたって重大な影響を与えるのみならず、人間の尊厳を侵害し、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある絶対に許されない行為である。また、「いじめは、どの学校、どの学級でも起こりうるものであり、いじめの問題に全く無関係な子供はいない。」との認識をもって取り組まなければならない。したがって、本校では、すべての児童がいじめを行わず、他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、日常の指導体制を推進していく必要がある。

一人ひとりの個性や能力の違いを認め合い、全児童が安心して学校生活を送り、充実した教育活動に 取り組めるよう、常に保護者や地域住民、関係機関等との連携を図りつつ、教職員が児童と共にいじめ を許さない学校づくりに取り組まなければならない。

## 2 いじめの定義

「いじめ」とは(いじめ防止対策推進法第2条)以下のように定義されている。

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定 の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の 苦痛を感じているものをいう。

(平成18年度 文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」)

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。当該児童生徒が、一定の人的関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。

(なお、起こった場所は学校の内外を問わない。)

個々の行為が「いじめ」当たるか否かの判断は、法に定められた定義に基づき、いじめには様々な態様があることを踏まえ、児童生徒の言動を細かく観察するものとする。

「一定の人的関係」とは、学校内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾・スポーツ クラブ等当該児童が関わっている仲間や集団 (グループ) など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

「物理的な影響」とは、身体的な影響をはじめ、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことをさせられたりすることやインターネット上での誹謗中傷なども意味する。

外見的に、けんかのように見えることでも事実の全容をしっかり見極め、児童生徒が感じる被害性に 着目し、いじめかどうか判断する。 インターネット上で悪口を書かれた児童生徒が、そのことを知らず、心身の苦痛を感じていない場合 についても、加害行為を行った児童生徒が判明した場合は、いじめと判断して適切な対応をとる。

## 3 いじめの理解

いじめはどの子にもどの学校にも起こり得る問題であるという共通認識に立ち、いじめに早期に気づくためには、いじめに見られる集団構造やいじめの態様についてしっかりと理解していなければならない。

# ① いじめに見られる集団構造

いじめは、加害・被害という二者関係だけの問題ではなく、周りではやし立てたり面白がったりする「観衆」や、見て見ぬふりをする「傍観者」もいじめを助長する存在である。一見仲が良い集団においても上位の者が下位の者にいじめを強要している場合もあり、見えにくい構造もある。

#### ② いじめの態様

(暴力を伴うもの)

- ・軽くぶつけられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、たたかれたり、蹴られたりする。

(暴力を伴わないもの)

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・金品・持ち物を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや危険なことをさせられる。
- ・パソコンや携帯電話等で誹謗中傷をされる。

## 4 いじめ防止等の学校の取り組み

「いじめをしない、させない、見過ごさない」という学校全体の雰囲気を作る。また、「いじめは、 人間として絶対に許されない」という信念の下、教職員の人権感覚を高め、児童一人ひとりの自尊感情 を育む教育を推進する。そして、いじめの早期発見のための様々な手段を講じ、早期解決のために当該 児童の安全を保証し、適切で毅然とした指導を行っていく。保護者、地域、関係諸機関との連携を深め、 一体となって対応する。

# (1) いじめ防止等の対策のための組織

いじめ防止等を実効的に行うため、「拡大子ども支援委員会」を設置し、月1回いじめに関わる情報 交換を行い、事案発生時は緊急に開催する。構成員は、校長、教頭、生徒指導主任、教務主任、特別支 援コーディネーター、養護教諭、関係職員とする。

学校いじめ防止基本方針の見直しやいじめ防止等に関する年間指導計画の作成、校内研修会の立案、 いじめアンケート結果の情報の整理、分析、いじめが疑われる案件の事実確認、対応方針の決定、要配 慮児童への支援方針決定等について検討と対応をする。

# (2) 未然防止

## ○わかる授業づくり

- ・すべての子どもが参加、活躍できる授業をめざす。
- ・基礎的・基本的事項の徹底習得を図る。
- ・意見を発表し合える場面をどの教科においても設定する(言語活動の充実)。

## ○学習規律の徹底

- ・ノーチャイム、5分前行動を守る。
- ・正しい姿勢で授業に参加し、相手の意見をしつかりと聞く。

## ○道徳教育の充実

- ・道徳の授業により、未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こる「いじめ」を未然に防止する。
- ・いじめを「しない」「許さない」という人間性豊かな心を育てる。
- ・学校教育全体で行う「心ふれあい単元」の内容を十分に検討し、子どもの実態に合わせて、題材や 資料等を取り扱った道徳の授業を実施する。
- ・子どもたちの心根が揺さぶられる教材や資料に出会わせ、人としての「気高さ」や「心づかい」「や さしさ」等に触れることによって、自分自身の生活や行動を省み、いじめを抑止する。
- ・防災と生命を考える時間を設定し、「命(防災)の学習」を実施する。

## ○人権教育の充実

- ・全教育活動を通した人権教育の推進を実施し、いじめのない誰もが楽しいと思える学校づくりを推 進する。
- ・いじめは、相手の「基本的人権を脅かす行為であり、人間として決して許されるものではない」ことを、子どもたちに理解させる。
- ・子どもたちが人を思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を 育むとともに、人権意識の高揚を図る。
- ・自他の良さを大切にし、相手を思いやる心を育てるために自尊感情の育成を図る。

#### ○体験教育の充実

- ・子どもたちが、他者や社会、自然との直接的なかかわりの中で自己と向き合うことで、生命に対する る畏敬の念、感動する心、共に生きる心に自らが気づき、発見し、体得する。
- ・赤十字公園清掃やなかよし奉仕活動等、全校での奉仕体験活動を体系的に展開し、教育活動に取り 入れる。
- ・なかよし活動を核として、人と人のつながりを大切にする。

# ○コミュニケーション活動を重視した特別活動の充実

・日々の授業をはじめとする学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会や他者と関わる生活体験、社会体験を取り入れる。

・子どもたちが、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的な学習活動を展開する。

## ○情報教育との関連

・インターネット上のいじめについては、インターネットを使用する際のルールやモラルを指導する とともに、平素から情報を得るように心がけ、保護者の協力のもと、関係機関との連携を図り、速や かな解決に努める。

## ○保護者や地域の方への働きかけ

- ・授業参観や保護者研修会の開催、HP、学校・学年だより等による広報活動により、いじめ防止対策や対応についての啓発を行う。
- ・人権授業参観・懇談会や人権教育講演会等で、様々な人権課題について親子で考える機会を設ける。
- ・個人懇談会や家庭訪問等で、児童の様子について情報を共有しておく。
- ・育誠会の各種会議や保護者会等において、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換 する場を設ける。
- ・インターネットを使用する場合のルールやモラルについて啓発や研修を行い、ネットいじめの予防を図る。

## (3) 早期発見・早期対応

# 早期発見~日々の観察をきめ細やかに~

#### ○日々の観察

- ・教職員が子どもたちと共に過ごす機会を積極的に設けることを心がけ、いじめの早期発見を図る。
- ・休み時間や昼休み、放課後の雑談等の機会に、子どもたちの様子に目を配り、「子どもたちがいる ところには、教職員がいる」ことを心がける。
- ・いじめの早期発見のための児童生徒個別チェックシート(「いじめ問題対応マニュアル」)を活用する。

#### ○観察の視点

- ・子どもたちの成長の発達段階を考慮し、丁寧で継続した対応を実施する。
- ・担任を中心に教職員は、子どもたちが形成するグループやそのグループ内の人間関係の把握に努める。
- ・グループ内での気になる言動を察知した場合、チームで適切な指導を行い、人間関係の修復にあたる。

#### ○日記や連絡帳、生活ノートの活用

- ・日記や生活ノートの活用によって、担任と子ども・保護者が日頃から連絡を密に取り、信頼関係を 構築する。
- ・気になる内容については、子どもから聞き取ったり家庭訪問等を実施したりし、迅速に対応する。

## ○いじめ実態調査アンケート

- ・アンケートは発見の手立ての一つであると認識した上で、実態に応じて年間 2 回以上実施する。(6月 11月 2月)
- ・実施にあたっては、生活アンケートの中に含めて調査し、実態の早期発見に努める

## 早期対応 ~問題を軽視せず、迅速かつ組織的に対応~

## ○正確な実態把握

- ・当事者双方や周りの子どもからの聴き取りを行い、情報収集と記録、いじめの事実確認等に努める。
- ・関係教職員と情報を共有し、事案について正確に把握する。
- ・一つの事象にとらわれず、いじめの全体像を把握するよう心がける。

## ○指導体制、方針決定

- ・教職員全員で共通理解を図り、指導のねらいを明確にする。
- ・問題を把握したら一人で抱え込まず、指導体制を整え、対応する教職員の役割分担を明確にして組織で対応する。
- ・教育委員会、関係機関との連絡調整を密に行う。(「報告・連絡・相談」の徹底)

## ○子どもへの指導・支援

- ・いじめられた子どもの保護に努め、心配や不安を取り除く。
- ・いじめた子どもに対して、相手の苦しみや痛みに思いを寄せる指導を十分に行うとともに、「いじめは決して許される行為ではない」という人権意識を持たせる。

## ○保護者との連携

- ・いじめ事案解消のための具体的な対策について丁寧に説明する。
- ・保護者の協力を求め、学校との指導連携について十分協議する。

#### ○いじめ発生後の対応

- ・継続的に指導・支援を行う。
- ・心の教育・命の教育の充実を図り、誰もが大切にされる学級経営を行う。

## ○全体指導計画の作成と実践的な校内研修の実施

- ・児童理解に関する研修、指導援助の在り方に関する研修を実施する。
- ・各分掌の役割を明確化し、日常的な取組を実施する

## ○ネット上のいじめへの対応

- ・インターネットや携帯電話を使用する際のルールやモラルについて教職員の研修を深め、講習会や 授業に生かす。
- ・家庭での指導が不可欠であるので、保護者と緊密に連携・協力し、双方で指導し、関係機関との連携を図り、速やかに解決に努める。

## (4) 教職員の資質能力の向上

本基本方針を活用した校内研修を実施し、いじめ問題についてすべての教職員で共通理解を図る。毎

週1回の「大新の子」で気になる児童の言動や影響を話し合い、教職員のいじめの認知力や児童理解の 能力を高め、県教育委員会が作成しているいじめ防止等に関する資料を活用して、学校におけるいじめ 防止の取組の充実を目指す。

## (5) 家庭・地域との連携

より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるよう、保護者や地域との連携を推進し、学校と地域、家庭がいじめに対して組織的に連携・協働する体制を構築するよう努める。地域の婦人会や見守り隊の方々や大新公園周辺の住民の方々には、運動会、夏祭り、夏休み中のラジオ体操、感謝の集会、音楽会などで学校行事に参加していただき、校外での児童の様子も把握できるように今後も情報交換を積極的に行う。

#### (6) 継続的な指導・支援

学校内の対策組織やケース会議を行い、児童生徒の人間関係を継続的に注視していく。場合によっては、スクールカウンセラーや専門機関の講師を招き、いじめを受けた子どもについては継続的に心のケアに努め、自己有用感が回復できるよう支援する。いじめを行った子どもには、いじめの背景にある原因やストレス、家庭環境等を把握し、相手を思いやる感情や規範意識を育てるよう粘り強く指導する。さらに、いじめを受けた子どもの保護者と常に連絡を取り合い、家庭での様子や言動を継続的に把握する。

# (7) 取組内容の点検・評価

取組内容については、毎年12月に行っている学校評価アンケートを活用するなどして、適時・適切に点検・評価する。保護者の意見や外部評価委員の意見を把握できるよう学校開放月間でアンケートを行い、必要に応じて見直しを行う。

#### 5 重大事態への対処

重大事態とは、「一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な疑いがあると認めるとき。二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを 余儀なくされている疑いがあると認めるとき。」である。

重大事態への対処にあっては、いじめられた児童生徒や保護者からの申し立てがあったときは、適切かつ真摯に対応する。重大事態であると判断した場合は、直ちに教育員会に報告し、事実関係を明確にするための調査の実施を行う。調査の際、アンケートを実施する場合は、その旨を調査対象の児童生徒や保護者に説明する。調査により明らかになった事実関係について、情報を適時・適切な方法でいじめを受けた児童生徒及び保護者に対して提供する。さらに、児童生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人へのプライバシーへの配慮に留意する必要がある。